

各学校長様

四万十市教育長 久保 良高
(公 印 省 略)

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が
確認された場合の対応ガイドラインについて (通知)

標題のことについて、県保健体育課長から、文科省が標記ガイドラインを策定した旨の通知がありましたので、別添のとおりお知らせするとともに、この取り扱いについて以下のとおり通知します。

標記ガイドラインについては、文科省通知の別添の第三段落に「各地域において、今回お示しするような基準がない場合、又は改めて学校設置者と保健所とで学校で感染者が発生した場合の対応について協議する場合などに役立てていただくことを想定しており、既に各地域で同様の基準がある場合には、それによっていただいて構いません」と記載されているところ、本市においては既に令和2年12月15日付2四教学第862号通知において、標記ガイドラインで求められる事項を定めた、陽性者発生時の対応マニュアル等を整備していることから、今後も同通知に基づき対応していただく方針に変更はありません。

また、標記ガイドラインにおいては別添の4ページ目において、臨時休業を行う際の範囲(学級・学年・学校全体)や期間についての例示があります。本市においては令和2年3月31日付元四教学第1268号通知にて「学校からの報告(感染者の症状、学校内における活動の様態、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等)をもとに、教育委員会が定める。」としており、実際の運用の際は学校・保健所と相談しながら具体的な範囲・期間を決定しているところです。

臨時休業に際し、標記ガイドラインの臨時休業の様態の例示を、休業範囲・期間の検討に用いることは想定されますが、決定に当たっては学校だけで判断するのではなく、引き続き同通知に基づき学校と協議のうえ教育委員会が定めることとします。

昨今、感染拡大が深刻化していることにより、長期間の臨時休業を余儀なくされることも想定されます。各学校においては、感染者発生時の応急対応の演習だけでなく、臨時休業となった場合に、どのような手段で子どもたちの学びを保障するかについても、あらかじめ検討を進めておいていただきますようお願いいたします。

担当

四万十市教育委員会
学校教育課 中脇